

# よむまつし

## 病院側との交渉 続編

各種研修、委員会等への参加は業務と認め、当該時間が所定時間外に及んだ場合は、時間外労働手当を支給すること。

### 法令上義務化されている研修について

**病院**：法令上義務化されている研修については回数の上限を設けていない。

**組合**：2011/7/21の医療安全研修が時間外労働手当の支給対象であることについて、看護師への周知が遅れた。改善を求める。

**看護部長**：当該研修に関してはわからないが、看護師に周知している。

### 時間外労働手当の対象となる研修について

**組合**：各研修が手当支給対象であるかどうかの基準を設けることを求める。

**病院**：時間外労働手当支給の対象であるかどうかは時間管理者の命令による。時間管理者が命じたものについて支給するが、それ以外については支給しない。

**組合**：2011/2/4の組合本会からの要求書に対して、法人本部が「各職域で行われている学習会等については、業務命令に当たるか否かの判断を当該職域の監督者に委ねており、その判断基準となる例を提示することを検討しています」(2011/7/19)と回答している。判断基準の検討状況について明らかにすることを求める。

**病院**：線引きすることは難しい。

**病院**：2011年に回答しているならば前向きに検討している。検討していくが完全な

金沢大学教職員組合医学系四分会発行

4bunkai@med.kanazawa-u.ac.jp

内線 2496 (外線265-2496)

働く環境は自分たちの手で！組合に入りましょう



線引きは難しい。前向きに検討させてもらいます。

**組合**：出欠確認しているということは、出席を命じている意味になる。

**組合**：時間管理者が各自の判断で線引きをすることは難しい。部局としてある程度の判断基準を示す必要がある。法人本部の回答はその必要性の示したものだ。

**看護部長**：委員会や研修等の参加の必要性は一律ではなく、各看護師に対応して指示している。各研修について、時間外労働手当の対象の有無を線引きすることはできない。

(さらに、看護師の自己研鑽の機会も設け学習できるよう努力しているとの説明があった。しかし、時間外労働手当が支給されているかどうか、また支給対象となる基準については明らかにされなかった。)

**組合**：自己研鑽は当然必要であると認識している。しかし組合のアンケートによると、勤務時間外に行っていることとして、「新人教育」「病棟の係の仕事」「学習会」等の回答が多い。看護師の勤務実態をふまえ、これらが時間外に行われていることに理解を求める。

### 「自由参加」なら自己研さん？

形式的には「自由参加」でも、参加しないと業務遂行に具体的な支障があつたり（業務遂行上必要な指示・伝達を含み、実質的には組織的に受講が必要な内容である研修）個人の評価に影響する場合には、実態として「自由参加」とは言えないみなされます。

日常的にサービス残業が発生しないよう、労働時間の管理を行う事。2010年10月27日の病院長交渉時に組合が看護師のサービス残業実態を明らかにした。病院としての対策について具体的な説明を求める。

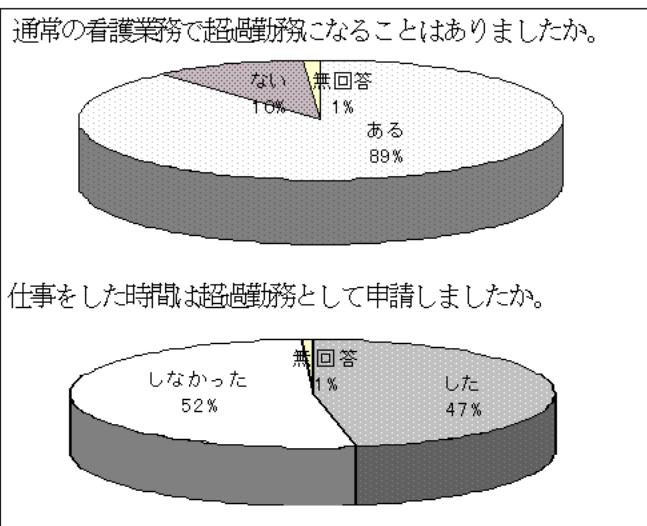
**病院**：本人からの時間外手当申請をもれなく把握するようにしており、適切な労働時間の管理をしている。看護師の超過勤務対策として、夜間勤務の軽減、看護ニーズの高い時間帯での勤務者の傾斜配置、業務遂行方式の改善と大幅な増員を実施している。

**組合**：組合のアンケートによると、超過勤務を行った人の約半数が申請していないと回答している。

病院としても調査をするなどして対策を検討することを求める。

ここで時間切れとなり十分な交渉を行う事は出来ませんでした。この項目も含め、残りについては文書での早期回答を求めました。また必要に応じて再交渉を申し入れる予定です。

2011年12月実施 四分会アンケート



## 看護師過労死！

23人に一人が「過労死の危険！」

■2008年大阪高裁で公務災害認定した例。

■くも膜下出血により25歳の看護師が死亡。過労死に至った労働条件や労働環境

- ・超過勤務時間

発症前6か月：平均約52時間/月

発症前3か月：平均約56時間/月

- ・重症、瀕死、高齢の患者の多い脳神経外科病棟（入院患者39名）での看護業務看護職員21名配置、準夜勤2名深夜勤2名（手術日準夜勤3名）

病棟の平均年齢は師長を含めても26歳2人中5名が新人。過労死看護師は勤務経験3年11か月で教育担当者。日勤から深夜勤へのシフトの場合、勤務終了から勤務開始までの間隔が5時間

■同じ年労災認定があった。

看護師当時24才、当直明けに意識不明となり、致死性不整脈（推定）で死亡したのは過労が原因として、労働基準監督署は労災認定した。

手術室勤務、月4回の当直、月80時間に近い残業務や休日の少なさなどから過労死と認めた。

## 情報収集、看護記録、看護研究すべて労働時間！

「過労死裁判」で、裁判所は以下の時間外勤務をすべて超過勤務と認めています。

- ・始業前の情報収集・看護研究・プリセプター業務・病棟相談会・チーム会・看護計画・サマリー作成・教育・委員会・勉強会・研修会・係の仕事・大掃除・休憩時間がとれずに働けば、その時間も超過勤務となります。
- ・新人の超勤も、当然超勤手当の対象です。

時間外に働いたら、働いた時間を申請しましょう。

労務に関してのご相談、各種行事、組合加入の申込は組合本部へご連絡ください  
電話：262-6009（角間内線2105） E-Mail：kanazawa@ku-union.org

秘密厳守

労務相談は以下も受け付けています。

労働相談ホットライン 全国労働組合総連合（全労連）

0120-378-060

相談無料